

生活保護「破壊」④

大阪市異常な行政の実態

大阪市浪速区の30代の男性は、病気で働けず生活に困窮し、昨年10月に生活保護を申請しました。男性に同区は「熱心に求職活動を行い、継続的かつ自立を目指した仕事に就くこと」等と記した「助言指導書」を交付し、仕事に就くことを求めました。男性は体調不良の中、ハローワーク等で求職活動(5日間で6件)を行い、面接も1社受けましたが仕事に就くことができず、同区は、「稼働(働く)能力不活用」として申請を却下しました。

その後、弁護士が同行し、保護が開始されましたが、検診で「パニック障害・外出恐怖症」と診断されました。男性は「病気のことでも聞かれず、仕事を探す交通費もない。体調も悪く歩くだけで動悸(どうき)がした。ケースワーカーに訴えても取り合われなかった。餓死するかもしれない。僕みたいな人を増やしてはいけない」と話しています。

就労を指示し

大阪市は、2011年に作成した「保護申請時における就労にかかる助言指導のガイドライン」に基づいて、「助言指導書」を使って、生活保護を申請した15歳から64歳の稼働年齢層に仕事を探すよう指導。その活動を報告させ、努力不足と役所がみなせば却下できるようにしました。橋下市長になってこの運用が強まっています。

生活保護法27条では保護開始前の申請者に「指導指示」は行えないことになっていま

す。申請者にできるのは同法27条の2による「助言」だけ

市長「ルール違反」認める

で、それも「要保護者から求めがあったとき」に「要保護者からの相談に応じ」て行うものです。

大阪市の生活保護行政に関する本紙の報道に対して、大阪市は「本市独自で作成した『ガイドライン』は、国の通知に従って、申請時の助言指導の手順を示したものであり、決して違法なものではない」との見解を表明しています。

しかし、橋下市長は「今の国のルールからすれば確かに

ルール違反というところがあります」「ハローワークで求職活動して、いついつまでに就職すること」というのは、今のルールでは認められていない(6月25日、記者団の質問に)と認めています。

国も「不適切」

厚生労働省も自治体向け説明会(13年12月10日)で、「ハローワークでの具体的な求職活動の指導等は、保護の開始決定前には認められていない」から「不適切」であると指摘しています。

大阪市生活保護行政問題全国調査団の小久保哲郎弁護士は「東京高裁や大阪地裁の判決でも、求職活動について、『最低限度必要とされる程度の努力を行う意思』が認められれば、『一般的な社会的規範に照らして不十分な又は難のあるもの』であっても認めべきだとしている」と指摘。「大阪市の対応には大変問題がある」と強調し、ガイドラインの速やかな廃止を求めています。(つづく)



浪速区役所と交渉する調査団の人たち(5月29日、大阪市)